

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、  
日曜、  
祭日、  
がと  
の翌  
日)

## 目 次

◇ 告 示 特定計量器の定期検査の実施(商政課)

県道の区域の変更(道路課)  
県道の供用の開始( )

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(経営流通課)

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(建築課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
八頭郡	平成八年九月十日から 平成九年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

### 二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 若桜町	平成八年 九月十日	午前十時三十分から 正午まで	若桜町大字若桜七五七 若桜町山村開発センター
八頭郡 八東町	平成八年 九月十一日	〃	八東町大字徳九六二五 フルーツ総合センター
八頭郡 郡家町	平成八年 九月十二日	午前十時三十分から 午後二時まで	郡家町大字宮谷八〇
八頭郡 船岡町	平成八年 九月十三日	午前十時三十分から 正午まで	船岡町大字船岡五三九 船岡町中央公民館
八頭郡 河原町	平成八年 九月十七日	午前十時三十分から 午後三時まで	河原町大字渡一木二七七―一 河原町役場
八頭郡 用瀬町	平成八年 九月十八日	午前十時三十分から 正午まで	用瀬町大字別府三四―七 用瀬町民会館
八頭郡 佐治村	平成八年 九月十九日	〃	佐治村大字加瀬木二五一九 佐治村中央公民館
八頭郡 智頭町	平成八年 九月二十日	午前十時三十分から 午後三時まで	智頭町大字智頭二〇七六一―二 智頭町中央公民館

八頭郡	平成八年九月二十七日	午後一時から午後三時まで	鳥取市秋里三九〇 鳥取県工業試験場
〃	平成八年十月一日から同月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所
米子市	平成八年十月一日	午後一時から午後三時まで	米子市東福原八丁目二四―三一 米子市勤労青少年ホーム
〃	平成八年十月二日	午前十時から午後三時まで	米子市旗ヶ崎七丁目一七―三〇 米子市住吉公民館
〃	平成八年十月三日	〃	米子市立町四丁目一〇五―三三 米子市義方公民館
〃	平成八年十月四日	〃	〃
〃	平成八年十月七日	午後一時から午後三時まで	米子市大谷町一―一 米子市就将公民館
〃	平成八年十月八日	午前十時から午後三時まで	〃
〃	平成八年十月九日	〃	米子市博労町四丁目三六四 米子市啓成公民館
〃	平成八年十月十七日	午前十時から午後二時まで	米子市夜見町三〇〇―一―六 鳥取県工業試験場生産技術科
〃	平成八年十一月一日から同月三十日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成八年八月九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
淀江岸本線	変更前	西伯郡淀江町大字中間字東外 浜新田七四七―三地先から同 大字字竹ノ下外浜六一三―一 地先まで	一四・〇 二五・〇	四三七・〇
	変更後	西伯郡淀江町大字中間字西外 浜新田七四七―三地先から同 大字字竹ノ下外浜六一三―一 地先まで	一四・〇 三四・〇	四三七・〇

鳥取県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成八年八月九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
淀江岸本線	西伯郡淀江町大字中間字西外浜新田七四七―三地 先から同大字字竹ノ下外浜六一三―一地先まで	平成八年八月九日

鳥取県告示第五百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成八年八月五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市東巖城町二一三―一 サイン設計 福 安 詔 朗	倉吉市上神字ビズル一六 一七の一部及びこれを一体 をなす国有地の一部	幅員 四・三五(四・〇五) メートル 延長 三三・八〇メートル

公 告

平成8年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成8年8月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成8年度第1四半期に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	0	1	0	1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 平成8年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
件数	3	0	2	0	0	5

公募型プロポーザル方式により建設コンサルタントを特定するので、次のとおり公告する。

平成8年8月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 業務の内容

(1) 業務名

鳥取県産業技術センター新築工事の基本設計業務

(2) 業務の内容

設計業務のうち基本設計（建築設備及び外構を含む。）

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成9年3月15日（土）まで

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

参加表明書の提出の対象となる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

なお、共同企業体を組む場合にあつては、共同企業体でウの条件を満たしすべての構成員がア、イ及びオの条件を満たし、かつ、均等割の10分6以上の出資比率を有することとともに、エの条件を満たす者を構成員に含むこととする。

ア 知事が定める平成8年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 平成8年8月9日（金）現在で6名以上の一級建築士を専属で有している者であること。

エ 平成3年度以降に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床

面積が3,000平方メートル以上の建物の建築設計（新築又は増築に係るものに限る。）実績を有すること。

ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。

オ 平成8年8月9日（金）から同月23日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けておらず、又は同要綱に規定する措置要件に該当しない者であること。

カ 当該業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 主要業務・類似業務に係る実績

イ 専門分野別技術職員の状況

ウ 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績

エ 業務の実施体制

(3) 技術提案書を選定するための評価基準

ア 会社の業務経歴

イ 主要業務、類似業務に係る実績及び専門分野別技術職員の状況

ウ 技術職員の経験及び能力

エ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況

オ 業務実施方針及び手法

カ 提案への理解度、実施方針・設計上の配慮事項の妥当性、提案の的確性・創造性・現実性並びに工程計画及び動員計画の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階

鳥取県土木部建築課

電話番号 0857-26-7394

(2) 参加表明書・技術提案書説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成8年8月9日(金)から同月23日(金)までの日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 交付場所

3(1)に同じ

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書・技術提案書説明書に基づき参加表明書を作成し持参すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出期間

3(2)アに同じ

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

技術提案書の提出要請を受けた者は、参加表明書・技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し持参すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出期間

平成8年9月5日(木)から同月13日(金)までの日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 契約の締結

3(3)により参加の表明を行った者の中から、2(2)により技術提案書を提出できる者を5者選定し、3(4)により提出された技術提案書の中から2(3)により最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約の交渉を行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書は、これを作成することを要する。

(3) 関連情報を入力するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(4) 参加表明書提出期限から4により契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けた者、又はその者を構成員を含む共同企業体とは契約を行わない。

(5) 詳細は参加表明書・技術提案書説明書による。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年8月9日

鳥取県公安委員長 牧 野 晋

1 講習の種類別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの(2)のイに掲げる者を除く)対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成8年9月5日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習	平成8年9月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等に取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,000円

イ 経験講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には

7 携行品  
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。  
筆記用具及び印鑑